

茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に係る改定案について

改定案の概要	改定の理由	新旧対照表頁
<p>①【<b>実用発電用原子炉施設以外の原子力施設における原子力災害対策重点区域の範囲の変更</b>】</p> <p>(主な原子力施設の重点区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常陽（日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター） 約8km →UPZ約5km</li> <li>・再処理施設（日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所） 約5km →UPZ約5km</li> <li>・加工施設（三菱原子燃料（株）） 約0.5km →UPZ約1km</li> </ul> <p>【<b>実用発電用原子炉施設も含む原子力施設の避難・屋内退避等の実施方法の変更</b>】</p> <p>県広域避難計画（実用発電用原子炉施設）における避難・屋内退避等と同様の考え方を記載。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力災害対策指針の改正（平成29年3月22日）により、実用発電用原子炉施設以外の原子力施設における原子力災害対策重点区域の範囲の目安が示されたことに伴う改定。 (重点区域の範囲) <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究炉…熱出力の最大値に応じた距離でUPZを設定</li> <li>・再処理施設…概ね5kmでUPZを設定</li> <li>・ウラン加工施設…核燃料物質の取扱量の最大値に応じた距離でUPZを設定</li> <li>・熱出力の最大値が2MW以下の試験用研究炉、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等…重点区域の設定を要しない。</li> </ul> </li> <li>○ 原子力災害対策指針の改正（平成29年3月22日）により、実用発電用原子炉施設以外の原子力施設の防護措置が示された（実用発電用原子炉施設のUPZの防護措置の考え方と同様とする）ことに伴う改定。</li> </ul>	<p>P. 8, 9</p> <p>P. 58</p>
<p>②【<b>オフサイトセンター及び県災害対策本部の代替施設の規定の追加</b>】 (追加する規定の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフサイトセンターが使用できない場合、「つくば国際会議場」又は「県教育研修センター」に移転する。</li> <li>・県庁舎が使用できない場合、県災害対策本部は「つくば国際会議場」に移転する。 (参考) <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフサイトセンター（東海第二原発から約11km）</li> <li>・茨城県庁（東海第二原発から約20km）</li> <li>・つくば国際会議場（東海第二原発から約62km）</li> <li>・県教育研修センター（東海第二原発から約31km）</li> </ul> </li> </ul> <p>【<b>オフサイトセンターと関係機関の役割の見直し</b>】 (追加・整理した主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、国等と協力し、施設敷地緊急事態や全面緊急事態における防護措置の実施方針を作成する。</li> <li>・国、県、市町村、事業者等の関係機関は、オフサイトセンターにおいて、住民がとるべき行動の基本的指針の検討・協議を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オフサイトセンターの代替施設については、原子力災害対策特別措置法施行規則の改正（平成24年7月18日）によりUPZ圏外に複数設置することとされ、内閣府において代替施設が指定（平成28年4月1日付け）されたことによる改定。</li> <li>○ 県災害対策本部に係る代替施設については、「茨城県公館（水戸市大町）」としているところであるが、当該施設はUPZ圏内に位置することから、UPZ圏外に位置する「つくば国際会議場」を代替施設とする旨の改定。</li> <li>○ 防災基本計画の改正（平成29年4月11日）等により、オフサイトセンターと国、県、市町村、原子力緊急時・支援センター等関係機関との役割が見直されたことに伴う改定。</li> </ul>	<p>P. 15</p> <p>P. 41</p> <p>P. 14～17 P. 36, 40</p>

茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に係る改定案について

改定案の内容	改定の理由	新旧対照表頁
<p>③【統合原子力防災ネットワークシステムに係る記載の適正化】                      (主な改定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力防災情報ネットワーク」の表記を「統合原子力防災ネットワークシステム」に変更。</li> <li>・同ネットワークの役割としていた機能のうち、住民に広報する機能を県ホームページとする旨に変更。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「原子力防災情報ネットワーク」の名称変更（平成28年度）に伴う改定。</li> <li>○ 原子力災害時の情報発信は、同ネットワークの住民広報用サーバから県ホームページにリンクして実施することとしていたが、外部サーバの使用はセキュリティの観点から問題があったこと、県ホームページシステムの改良によりアクセス集中によるサーバダウンのリスクが解消されたことから、独自のサーバを廃止し、県ホームページのサーバを使用することにした（平成28年度）ことに伴う改定。</li> </ul>	<p>P. 20</p>
<p>④【緊急時モニタリング計画の策定に伴う改定】                      (主な改定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒事態等…県は、環境放射線監視センターモニタリング班を設置（県，原子力事業者で構成）</li> <li>・施設敷地緊急事態…国は、緊急時モニタリングセンターを設置（国，県，原子力事業者等で構成）</li> </ul> <p>【県災害対策本部の配備基準の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害対策本部の第1非常体制（職員の5分の1を配備）…<math>5\mu\text{Sv/h}</math>以上（1地点）の事故</li> <li>・県災害対策本部の第2非常体制（職員の2分の1を配備）…<math>5\mu\text{Sv/h}</math>以上（2地点又は1地点10分以上）の事故</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力災害対策指針の改正（平成25年6月5日）等により、緊急時モニタリングにおける国，地方公共団体及び原子力事業者等の役割が見直され、茨城県緊急時モニタリング計画を策定（平成29年3月29日）したことに伴う改定。                      (指針に規定された各機関の役割)</li> <li>・国…緊急時モニタリングセンターを設置し、緊急時モニタリングを統括</li> <li>・地方公共団体…緊急時モニタリング計画の作成等</li> <li>・原子力事業者…緊急時モニタリングに協力等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力災害対策特別措置法施行令の改正（平成25年9月6日）により、特定事象としての通報基準及び原子力緊急事態宣言基準が見直された。                      同基準は、本県の緊急時モニタリングの開始時期の目安であるとともに、県災害対策本部の配備基準としている。このため、茨城県緊急時モニタリング計画の策定にあわせて県災害対策本部の配備基準を変更するもの。                      (通報基準等の改正内容)</li> <li>・原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報基準の放射線量…<math>5\mu\text{Sv/h}</math>以上（1地点）</li> <li>・同法第15条に基づく原子力緊急事態宣言基準の放射線量…<math>5\mu\text{Sv/h}</math>以上（2地点又は1地点10分以上）</li> </ul>	<p>P. 21～22 P. 46～52</p> <p>P. 38 P. 46</p>

茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に係る改定案について

改定案の内容	改定の理由	新旧対照表頁								
<p>⑤【放射性物質の拡散予測システムに係る記載の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SPEEDIに係る記載を削除。</li> <li>・「県は拡散予測システムの整備に努める」旨を追加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力災害対策指針の改正（平成27年4月22日）において、「防護措置の判断は、SPEEDI等の放射性物質の大気中拡散予測に関する情報は活用せず、空間放射線量率等により行う」とこととされ、県に設置していたSPEEDI関連の機器を国の指示で撤去（平成28年2月）したことに伴う改定。</li> <li>○ 一方、防災基本計画の改正（平成29年4月11日）により「拡散計算を自治体の判断と責任により参考情報として活用することは妨げない」とされている。 県では、円滑な避難行動をとるには、放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考え、精度の高いシステムの構築を国に要望していることを踏まえて記載を追加。</li> </ul>	<p>P. 22 P. 51</p>								
<p>⑥【緊急被ばく医療マニュアルの改正に伴う改定】</p> <p>(主な改定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく医療体制の見直し</li> </ul> <table border="1" data-bbox="161 906 1072 1062"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期被ばく医療</td> <td>原子力災害医療協力機関等における被ばく医療</td> </tr> <tr> <td>二次被ばく医療</td> <td>原子力災害拠点病院における被ばく医療</td> </tr> <tr> <td>三次被ばく医療</td> <td>高度被ばく医療支援センターにおける被ばく医療</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質放出事故における原子力災害対策本部設置後の緊急被ばく医療措置を見直し、実用発電用原子炉の事故の場合とそれ以外の原子力施設の事故の場合に分けて処置を記載。</li> </ul>	旧	新	初期被ばく医療	原子力災害医療協力機関等における被ばく医療	二次被ばく医療	原子力災害拠点病院における被ばく医療	三次被ばく医療	高度被ばく医療支援センターにおける被ばく医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力災害対策指針の改正（平成27年8月26日）において、原子力災害に対応する医療機関の名称が変更されるとともに、国、県、原子力事業者等の役割等が規定された。 指針の改正を踏まえ、茨城県緊急被ばく医療活動・健康影響調査マニュアルを見直しすることに伴う改定。</li> </ul>	<p>P. 28 P. 64～75</p>
旧	新									
初期被ばく医療	原子力災害医療協力機関等における被ばく医療									
二次被ばく医療	原子力災害拠点病院における被ばく医療									
三次被ばく医療	高度被ばく医療支援センターにおける被ばく医療									